

科学的認識に基づいた「道徳教育」に関する考察

——文部科学省『私たちの道徳』における、主として集団や社会との
かかわりに関する領域の「読み物」分析を通して——

A consideration about “Moral Education” based on scientific recognition:
Through an analyzing of “one reading”, which is mainly for the field about
relationship with a community and a society, in “Our morality” written by Ministry
of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

安井 勝・山岡 雅博

YASUI Masaru・YAMAOKA Masahiro

I 問題の所在と研究目的

道徳教育は戦後教育の一大争点として扱われ、特設「道徳の時間」のあり方が道徳教育論議の焦点となってきた。教育現場の教師は中立を保つ意向もあって、道徳教科化に対する各自の思いを多く語らなかった。しかし、2018年度以降には道徳教科書使用とあれば、それは児童生徒（国民）の思想や信条等、内心領域に直接関係する。国民の教育授権の立場から道徳教育のあり様を論じることは建設的な道徳を探求する上で重要である。

渡部（2012）は、修身教育の時代を「日本は決して好戦的な国ではなく、一部で言われるような暗黒な時代でもなかった」と回顧し¹⁾、「教育勅語の徳目は時代や場所を越えて普遍・不変の価値があり、そこに示された徳目を目指して修身に心がけることは普遍・不変の価値がある」とする²⁾。

貝塚（2015）は一部改正学習指導要領（2015.3/27）による「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」）導入に関して、戦前の修身教育を教科道徳に反映すべきと論じている³⁾。

戦後における道徳教科化への端緒は、天野貞祐（第三次吉田内閣文相）による「修身科」復活の提言（1950）とされ、天野の国民実践要領（1951）には41の徳目が列挙されている⁴⁾。その内、第4章 国家（9項目）を除く殆んどが、戦前修身科の徳目に符合している⁵⁾。道徳教育に修身教育・徳目主義の理念・内容を反映させる意図は歴史科学的に復古主義である。

渡辺（2015）は、徳目主義的道徳は一定の価値観を誘導するものであり、「子どもの心に真の道徳性を育むことはできないどころか、体制に順応し、社会の矛盾に目をつぶって生きることを暗に強制する」と、子どもの立場からの問題指摘をしている⁶⁾。その論点に関わって、徳目の押しつけに問題があるとして、児童生徒が討論等を通じて多様な考え（意見）を交流し合えば徳目主義を克服できるのだろうか。多様な意見交流という方法的課題設定の背後には、「道徳科」と検定教科書導入の根本的な企図があると考えられる。

教育基本法第一条は「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とある。国家及び社会を形成する資質を備えた者（国民）としての人格を形成するとは、国家・社会的な人格形成観を意味する。旧教育基本法（以下、旧法）の民主的人格形成観からの転換であり、この根源から「道徳科」が構想されたのではないだろうか。

旧法下での学校教育を道徳教育に関してたどると、1947年の学習指導要領（試案）社会科編に始まり、吉田・井ノ口等（1992）は「戦後道徳教育の出発は社会生活についての科学的な理解を基にした合理的な判断によって基礎づけられようとした」と、重要点を挙げている⁷⁾。社会に対する科学的な認識という基礎的概念は本研究に貴重な指標を与える。それを研究視点に定めて「道徳科」

問題を引き出すには、「道徳科」で使用される教科書教材は客観的な研究対象になり得る。

時宜が合って、新教材『私たちの道徳』が発行（2014）され、検定教科書のモデルとされた。そこで、教育勅語・修身科との関連をも研究視野に入れて、今日の道徳教科化における修身科主義・徳目主義の諸問題を析出し、それらを経て建設的な道徳に向かう基本的立脚点を提起したい。

上記をふまえ、本研究の目的は、第一に、教育基本法第一条を受けた第二条と、道徳教育の目標・内容との関係性を構造的に検討する。また、そこに明治憲法下の修身科教科書の内容がどのような関連性を示しているかを分析する。第二は、道徳教科書のモデルである新教材『私たちの道徳』が社会生活の科学的認識に及ぼす影響について明らかにすることである。

Ⅱ 研究方法

戦後の道徳教育をたどると、その初期には社会科が修身科を排した新しい道徳教育の推進も担ってスタートした。新設された社会科は子どもの社会についての科学的な理解と民主的社会的形成者として生活する態度や能力の育成を目標に、民主主義社会を実現するための中心的教科として出発した。道徳も子どもの生活に根ざす道徳的認識と行動の見地から、社会科教育法に繋がる社会生活への科学的な理解を基にした合理的な判断による道徳教育の試みが開始されたのだ。しかし、実践を検証する間もなく、1951年の「道徳教育のための手引書要綱」（文部省）では、学校教育全面において進めるのが適当との方針転換が示された。社会科教育から距離を置く全面的道徳教育を定めたあとは、道徳の特設化（1958）へと矢継ぎ早に移行していった経緯を踏まえると、そこには社会科教育の目的や社会に対する科学的認識のあり方に対峙した道徳教育が意図されたと理解できる。即ち、道徳教育における科学的認識概念は、社会生活に対する認識の科学性が中心的課題となっていた。

そこで、新教材『私たちの道徳』の各領域中から、社会科教育と社会認識のあり方に関連性を持つく主として集団や社会とのかかわりに関

することの領域を研究対象に置き、そこに示される道徳的心情と社会的道徳価値についての問題点を析出することで研究目的第二に掲げた科学的認識に及ぼす影響の問題を把握したい。その領域は社会の中でより良い生き方を選択する上での社会的規準と評価を定める指標でもある。また、戦前と戦後の憲法体制下における道徳教育の意味を問おうとする本研究の性格からも有効である。

研究1 小学校5・6年、及び中学校『私たちの道徳』に掲載されている単元項目を道徳的価値別に分類整理し、それらが教育基本法第二条と、どのような関連性を示しているかを分析する。また、5・6年『私たちの道徳』が示す道徳的価値（徳目）と、修身科教科書の徳目を対比し、類似性や相関性を分析する。

研究2 学習指導要領^(*)道徳の「第2内容」に示された、＜主として集団や社会とのかかわりに関すること＞の領域に関して、『私たちの道徳』小学校5・6年、中学校に示された「読み物」を通して、そこに示された道徳性における社会的道徳価値（社会規範を含む）についての特質を分析してまとめる。

*『私たちの道徳』は、2008年告示の学習指導要領のもとで作成された。2006年の改正教育基本法との対応関係を調べる必要もあるので、ここでは2008年告示のそれを用いた。

Ⅲ 研究結果

1 研究1『私たちの道徳』に見る道徳的価値と、教育基本法第二条との関連性、及び渡部編著『国民の修身』との対比についての結果

(1)『私たちの道徳』に見る道徳的価値について
5・6年『私たちの道徳』、中学校『私たちの道徳』の内容を学習指導要領が示す道徳性の領域に即して道徳的価値別に分類すると、表1、表2内、【教育内容と道徳的価値①】となった^(*)。

*ここでは、『私たちの道徳』の教育内容と道徳的価値の間に差異が生じないようにするため、新教材の目次に表記されている用語を可能な限り用いて道徳的価値表記に使用した。

(2) 『私たちの道徳』の教育基本法第二条との関連性について

教育基本法第一条教育の目的（以下、第一条）に続き、第二条教育の目標（以下、第二条）が一項から五項まで明示されている。

- 第一項 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うと共に、健やかな身体を養う。(A) ……以下、筆者の表記
- 第二項 個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし創造性を培い、自主及び自律の精神を養うと共に職業及び生活との関連を重視し勤労を重んずる態度を養う。(B)
- 第三項 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずると共に、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。(C)
- 第四項 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。(D)
- 第五項 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すると共に、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。(E)

そこで、『私たちの道徳』の【教育内容及び道徳的価値①】と、第二条に示す項目との対応関係について、その関連性を示すために、第一項を(→)A、同じく第二項(→)B、第三項(→)C、第四項(→)D、第五項(→)Eとして、表1、表2内、【教育基本法第二条との関連②】に整理した。

その結果、第一項は国家・社会の形成者（国民）として備える人格状態像を提示している。即ち「知識と教養、真理を求める態度《知》」と「豊かな情操と道徳心《徳》」を備えた「健やかな身体《体》」の人格像であり、且つ第二項から第五項までの道徳性全域に冠する位置を占めている(A)。そして、第二項以降から第五項までに、国家・社会の一員として備える必要のある資質が項目化されている。それらを『私たちの道徳』の側から相関性を検討すると、概ね<1主として自分自身に関する事>の道徳性領域が第二項(B)を、<2主として他の人とのかわりに関する事>が第三項(C)を、<3主として自

然や崇高なものとのかわりに関すること>が第四項(D)を、そして<4主として集団や社会とのかわりに関すること>が第五項(E)及び第二項(B)第三項(C)を引き受けていた。即ち、第二条教育の目標が『私たちの道徳』で具現化されている。

一部改正学習指導要領は、教育基本法が示す内容に基づくことを殊更に規定しているが、元学習指導要領下で編集した『私たちの道徳』から、それは既に構造化していたことが明らかとなった。

(3) 渡部昇一編著『国民の修身』『国民の修身高学年用』との道徳的価値（徳目）の対比

5・6年『私たちの道徳』の【教育内容及び道徳的価値①】を戦前の修身科教科書と対比して類似性や相関性の有無と規模を検討するため、渡部昇一編著『国民の修身』、『国民の修身高学年用』を比較対象に置き、表1の【『国民の修身』における内容及び道徳的価値③】に整理した。

その結果、『私たちの道徳』の教育内容及び道徳的価値の内、自由、真理等のアンダーライン部以外は、『国民の修身』2編に同義の修身項目（徳目）が存在していた^(*)。つまり、修身科の徳目は異なる憲法体制を踏み越えて『私たちの道徳』の道徳的価値に位置を占めていた。

*両項目の整合過程で、その表記（用語）に若干の相違があっても内容に即して同義であれば③欄に記載した。例えば、『私たちの道徳』側の、〈誠実明るい心〉は、編著では〈良心/嘘を言うな〉の内容に合致した。また、内容上も符合するものがない項目には、『私たちの道徳』道徳的価値の名称にアンダーラインで示し（例、自由）、修身科教科書に合致する項目概念が全く無い場合は、③欄に-と表記した。なお、渡部編著2編には、多数の戦前修身科教科書の全徳目が取められていないが、その2編に限定しても対比分析に問題は生じないと判断した。

表1 小学校5・6年『私たちの道徳』、道徳的価値と教育基本法第二条との関連性等について（筆者作成）

指導要領が示す道徳性の領域	教育内容と道徳的価値①	教育基本法第二条との関連②	『国民の修身』における内容と道徳的価値③
1 主として自分自身に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣節度節制 希望と勇氣努力 自由自立的で責任ある行動 誠実明るい心 進取工夫して生活をよりよく真理 短所を改め長所を伸ばす 	A B A B A B A B C A B A B	整頓/決まりよくせよ/不作法するな/儉約 志を堅くせよ/勇氣/怠けるな 自分のことは自分でせよ/自立自営 良心/嘘をいうな/正直/忠義/約束を守れ 勤勉/工夫せよ/始末をよくせよ 過ちを隠すな/克己
2 主として他の人とのかかわりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 礼儀正しく 思いやり親切 信頼友情男女仲よく協力 謙虚な心広い心 感謝 	A C A C A C A C A C	行儀良くせよ/礼儀 思いやり/友だち、年寄りに親切であれ/ 友だち/忠義/友だちは助け合え/朋友/ 自慢するな/良心/人の過ちを許せ/寛大 近所の人/親の恩/恩を忘れるな/師弟
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 自他の生命を尊重 自然の偉大さ自然保護 感動する心大いなるものへの畏敬の念 	A D A D A D	生き物を苦しめるな/生き物を憐れめ - 皇大神宮
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 法やきまり公德心 公正、公平正義 役割と自覚 働く意義社会奉仕公共 家族の幸せ よりよい校風敬愛 伝統と文化郷土や国を愛する心 国際理解日本人としての自覚国際協調 	A C A C A B C A B C A C A C A E A E	規則に従え/公益/人の難儀を救え 自分の物と人の物/自信 共同/国民の務め/勤勉/産業を興せ 仕事に励め/勤労/慈善/公民の務め 兄弟仲良くせよ/孝行/親類 師を敬え 祝日・大祭日/我が国/忠君愛国 よい日本人/国旗/国交/博愛

表2 中学校『私たちの道徳』、道徳的価値と教育基本法第二条との関連性について（筆者作成）

指導要領が示す道徳性の領域	教育内容と道徳的価値 ①	教育基本法第二条との関連②
1 主として自分自身に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣節度節制 希望と勇氣強い意志 自立の精神誠実 真理真実理想の実現 真理工夫して生活をよりよく 自己の向上個性を伸ばして 	A B A B A B C A B C A B A B
2 主として他の人とのかかわりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 礼儀 人間愛思いやり 友情信頼 異性についての正しい理解 寛容謙虚 感謝 	A C A C A C A C A C A C
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 自他の生命を尊重 自然愛護畏敬の念 生きる喜び 	A D A D A D
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 法やきまり自他の権利、義務社会秩序と規律 公德心社会連帯 公正、公平正義 役割と責任の自覚 勤労の尊さ社会奉仕公共の福祉 家族の一員 敬愛よりよい校風 郷土の発展 愛国心伝統継承文化の創造 日本人の自覚 国際理解 国際協調 	A C A C A C A B C A B C A C A C A E A E A E

2 研究2 道德性の領域の内、＜主として集団や社会とのかかわりに関するもの＞に見る道德的心情と社会的道德価値についての結果

道德性や道德的価値がどのように育成されるかという問題意識に関しては、それらを涵養する意義と根拠として、学習指導要領解説 道德編では以下のように示されている。

「道德性は生まれたときから身につけているのではない。人間は道德性の萌芽をもって生まれてくる。人間社会における様々な体験を通して学び開花させ、固有のものを形成していくのである。……」⁸⁾。「…道德性の発達には、人間らしさを表す道德的価値にかかわって道德的心情や判断力、実践意欲と態度などを育み、それらが一人一人の内面に自己の生き方の指針として統合されて

いくような働きかけを必要とする」⁹⁾。

つまり、道德性の涵養には、その価値一般を概念化するだけでは十分でなく、児童生徒が自己形成し得る道德的心情や意欲、態度を喚起する事象に出会って培われると言うのである。その媒体が『私たちの道德』に掲載されている「読み物」、社会的体験、問題解決の学習等となる。

そこで、＜主に集団や社会とのかかわりに関すること＞の領域に編集している「読み物」について、そこに表われる道德的心情と、求められている社会的道德価値（社会規範を含む）は、人間の社会的あり方を具体的に表すと考えられ、表3、表4内、各「読み物」別に【道德的心情】【社会的道德価値について】で列記した。

表3 小学5・6年『私たちの道德』＜主として集団や社会とのかかわりに関すること＞領域の「読み物」について

読み物 / 道德的価値	概要	道德的心情と社会的道德価値について
きまりは何のために ＜公德心＞	<p>代表委員会で決めた校庭遊びの時間帯決めを明や鉄男たち（高学年）が、ゲーム発売日に、発売時刻までに帰りたいからと、低学年の時間帯に割り込んで遊んだ。翌日、それを注意した健一は＜自分たちの遊ぶ権利やゲームを買う権利＞という理屈を持ち出して彼らに反論された。次の日には、他のクラスからも「今日は習い事があるから、」と、低・中学年の時間帯に割り込む行動が…。そして、とうとう鉄男の蹴ったボールが1年生に当たってしまい、放課後の校庭遊びが休止になってしまった。</p> <p>翌週の社会見学で国会議事堂を見学した。国会議員が大事なことを衆参両院でよく話し合っていて決めていると知ったことを契機に、自分たちが決めた遊び時間帯のルールを破ってしまったことを痛く反省した。</p> <p>そして、国会議事堂見学から帰った翌日、学級で「きまりは何のためにあるのか」を改めて話し合うことになった。</p>	<p>【道德的心情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会での法律成立の現場を見た健一は『ここで国の法律を決める。ぼくらは校庭遊びのきまりも守れないのに……』、『ぼくたちは何か大切なことを忘れていたのではないか。』と、心に疑問がわいてきた。 ・明も「時間を守るという義務を果たさなかったことを、今は後悔している。」と、つぶやきました。 ・「きまりを軽く考えて、自分だけはいいかなんて……勝手だった。」(と)鉄男はしきりに反省しています。 <p>【社会的道德価値について】</p> <ul style="list-style-type: none"> きまりを守る、それが義務。勝手はいけない、破ると制裁がある。 国会での法律はさらに厳格に決定しているのだから遵守しなければならない。
愛の日記 ＜公正公平＞	<p>4月28日 ベトナム人のリャンちゃんは日本語がうまく話せなくて、今日もさみしそうだった。</p> <p>5月1日 父とエリザベス・サンダース・ホームへ行った。青年になるまでそこで育てられた父は、何かうれしいこと、つらいことがあるとホームへ行く。ホームの設立者・澤田美貴先生を父は「ママちゃま」と呼ぶ。混血児として生まれた父の小さい頃にいじめられた時、ママちゃまが守って下さったことを初めて聞かされた。小さい頃の父と同じ境遇であるクラスのリャンちゃんのことを「なあ、愛、愛はリャンちゃんにやさしくしているんだらう？」と、父に問われて、私（愛）はだまっていた。</p> <p>日記は続く。……。昭和55年の澤田先生が亡くなられた5月12日。今日、私は素直にリャンちゃんに「私の誕生日に来てくれる？」と、声をかけた。リャンちゃんはおうれしそうだった。</p>	<p>【道德的心情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父が突然、私を振り返った。「リャンちゃんにやさしくしているんだらう？」私は、ただだまっていた。心がうずいた。 ・5月7日 今日もしリャンちゃんに声をかけられなかった。『父さん、ごめんね。』『澤田先生、ごめんなさい。』 ・5月12日 昭和55年の今日、澤田先生が亡くなられた。私は素直に、リャンちゃんに「私のお誕生会に来てくれる？」と誘うと、嬉しそうだった。『ありがとう！澤田先生。』 <p>【社会的道德価値について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全財産を投じて外国人の父親と日本人の母親を持つ孤児のための施設を開いた澤田美喜の博愛精神と献身的姿勢、公正・公平に学び、実際に行動することが重要である。
小川笹船 ＜役割と自覚＞	<p>小石川養生所を開いた小川笹船は、高位の人々からの加護に甘んじず、医者代が払えずにいる極貧の病人をも手厚く看病してきた。その一人、定吉も家族なく家賃が払えず、長屋を追い出されて路頭に倒れていた。笹船に助けられて養生所で病状が回復し、井戸の水くみをして</p>	<p>【道德的心情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある日、定吉のとなりで寝ていた男が、自分の畑で採れたたくさんの大根を届けに来た。「先生、先生はおられるかあ。先生に食べてもらおうじゃ！」 ・笹船は男とかごに手を合わせた。そして、養生所には、

	<p>笙船への恩返しをした。また、定吉のとなりで寝ていた男も退所後には、自分の畑で採れた大根を大量に持参して訪ねてきた。笙船に再会できた男は満面の笑顔となった。笙船もまた、うれしそうだった。笙船は頂いた大根の籠を高々とかかげて感謝し、喜びを養生所のみんなに分け合った。</p> <p>現在は、笙船の努力で開いた養生所はその役割を終えて、小石川植物園となって、井戸も片隅でひっそりと眠っている。</p>	<p>みんなの笑顔と拍手の音が広がった。</p> <p>・笙船のおかげでできた養生所はその役割を終え、笙船や江戸の町人のたくさんの思い出と共に、今も、井戸がひっそりとねむっている。</p> <p>【社会的道德価値について】 名声を追い求めず、社会の一隅で周囲の人々を精一杯支え続けて生きることは、人間の社会的役割を果たす貴重なあり方である。</p>
人間をつくる道 一剣道一 <郷土や国を愛する心>	<p>剣道を始めて3年になるほくにも、試合の日が来た。勝てると思って臨んだものの、あっさり2本を取られた挙げ句に、先生からは「他の試合をよく見てみなさい」と、叱られた。午後からの大人の試合を見ていて、その迫力と、試合に負けた方の引き上げが負けてくやしいはずなのに、息を合わせる態度が立派だったことに感心した。数日後、先生から次のような話を聞いた。</p> <p>「剣道は、礼というものをとても大切にします。自分がどのような状況でも、相手を敬い、尊重するという心の表れです。これは、日本人が昔から大切にしてきた相手を思いやる精神です。…」</p> <p>「剣道の稽古をする目的は、人間性をみがいていくことです。つまり、剣道は、人間をつくる道なのです。」ほくは日本人が大切にしているものを、剣道を通じて受け継いでいるのだと思い知った。</p> <p>「行ってきます。」次の練習日からの僕は、歯切れのよい、元氣なあいさつで稽古に臨んだ。</p>	<p>【道德的心情】 ・…午後の大人の試合を見ると、ほくたちと全くちがって、動きが素早く、見ていてとても美しい。（「大人の試合はすごいな。」） ・もう一つすごいと思ったことがあった。それは、試合に負けた方の引き上げだ。負けてくやしいはずなのに、どうして立派な態度で引き上げができるのだろう。礼をする二人は息が合っていて、見ていてとても美しい。 ・— 先生の話聞いた後の、次の練習日にあたる自宅玄関で—。いつもとても重かった防具が、心なしか軽く感じられた。</p> <p>【社会的道德価値について】 自らがいかなる立場や境遇にあっても、他者を敬い、謙譲の精神で臨む姿勢には価値がある。 日本の伝統や文化に学び、日本人の精神を受け継ぐことは、大切な美しい生きかたである。</p>
ペルーは泣いている <国際協調>	<p>加藤明は請われてペルー女子バレーボールチームの監督になった。日本式の厳しい練習方式に退部者も出たが、彼はペルーの文化や風習に溶け込む努力を重ねた。昭和42年、世界女子選手権東京大会出場を果たした。ペルー4位、日本1位。閉会式で、ペルーチームはくやしきで泣くまいと、「上を向いて歩こう」を、あざやかな日本語で歌った。それを見た日本選手たちが駆け寄り、金メダルを彼らの首にかけてあげた。会場からの割れるような拍手に、選手たちは笑いと涙でくしゃくしゃになった顔で日本選手と抱き合った。選手たちは、このときアキラを本当の父親のように感じ取ったのだった。その後、選手たちは猛練習に励み、その年の4月、南米選手権で南米1位を獲得したのだった。</p> <p>昭和57年3月、ペルーの新聞が《ペルーは泣いている》と、加藤明の早すぎた死を報じた。それから9年たった平成3年、ペルーのアテ市にはアキラの名前を付けた小中学校が建てられた。</p>	<p>【道德的心情】 ・（とにかくペルーの選手たちと一緒に汗を流そう。そして、いつかは世界のひのき舞台上でペルーの人たちと一緒に喜び合おう。）と、心にちかうのでした。 ・ペルーの選手は、笑いと涙でくしゃくしゃになった顔で日本の選手と抱き合いました。 ・アキラの目からも、涙があふれそうでした。選手たちはこのとき、アキラを本当の父親のように感じたのだった。 ・アキラのまいた国際親善の種は、今もしっかりとペルーの地に根づいているのです。</p> <p>【社会的道德価値について】 どの国にも、固有の伝統・文化・風習がある。進んで外国の伝統や文化に親しみ、また日本人としての誇りをもって国際親善に努めることだ。</p>

(筆者作成)

表4 中学校『私たちの道徳』、<主として集団や社会とのかかわりに関すること>領域の「読み物」について

読み物 / 道德的価値	概要	道德的心情と社会的道德価値について
二通の手紙 <法やきまり>	<p>小学生の姉と3、4歳の弟が、その日は弟の誕生日ということで、終了時刻を過ぎてやってきた。元さんは特別に二人を入園させたのだが、閉門時刻を過ぎても二人は見当たらない。従業員が手分けして探し回って、1時間後に雑木林内の池で遊んでいた二人をやっと見つけた。数日後、元さん宛てに二人の母親からの感謝の手紙が届いた。ところが、職務違反のため「懲戒（停職）処分」の通知も受け取るようになった。</p> <p>元さんは「この年になって初めて考えさせられることばかりです。この二通の手紙のお蔭ですよ。また、新たな出発ができそうです。…」と、その日をもって自ら職を辞し、去って行った。</p>	<p>【道德的心情】 ・<懲戒処分通知を受けても>「……。また、新たな出発ができそうです。本当にお世話になりました。」と言う、元さんの姿に失望の色はなかった。それどころか、晴れ晴れとした顔で身の回りを片付け始めたのだった。 ・ちょうどそのとき、退園を促す園内アナウンスが流れ始めた。</p> <p>【社会的道德価値について】 きまりや法は人間の情状酌量に優先される。規則や法は厳格に全ての人に適用されて、職場や社会の秩序は保たれていく。</p>

<p>鳩が飛び立つ日 -石井筆子- <公德心 社会の福祉></p>	<p>筆子は次女と夫に先立たれる。筆子の三女康子は障害児であった。その後、石井亮一から障害児教育の先導を受け（のちに彼と結婚）、石井と滝乃川学園を創設した。ここで、康子も病で亡くし、残された長女幸子も入院を繰り返した後に他界した。筆子は娘たちの誰一人として幸せにしてやれなかった悲嘆を抱きつつ教育に打ち込むのだった。</p> <p>学園の教育20年を経過した大正9年、子どもの火遊びが原因で学園火災を罹災し、児童6人が焼死。社会から見放された子どもたちを守ろうとしたのに、その子どもを死なせてしまった責任と煩悶で学園を廃止しようと決意した。しかし、それを知った人々の学園再開を望む多数の声と手紙。筆子の故郷からも。手紙を読む筆子は故郷の海を思い描いた。一羽の鳥が水面を低くかすめ、やがて青くどこまでも広がる大空へと、高く、遠く飛び立っていった。助けられなかった子どもたちの<せんせい>と呼ぶ声が聞こえた。「私には子供たちの声が聞こえる。」</p> <p>筆子と亮一は学園を再開し、障害児教育の歩みを最後まで続けた。</p>	<p>【道德的心情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「強い人は弱い人を助けなければなりません。」筆子の耳に、ふと、遠い日に聞いた言葉がよみがえった。 ・広い世界へ飛び立つ日を迎えられなかった娘たち。筆子は幸子が刺しゅうした小さな鳩入りのハンカチを強く握り締め、再び強くなろうと決意した。学園の子どもたちを守り育てるのが自分の使命だ。 ・助けられなかった子どもたちの声が聞こえる。<せんせい>と呼ぶ声がする。「私には子どもたちの声が聞こえる」と、筆子はつぶやいた。自分は強かったのではない。あの声に助けられていたのだ。その声にこたえよう。応えなければならない。……もう一度、そして、何度でも。 <p>【社会的道德価値について】</p> <p>自分の周辺に苦難や惨事が度重なって起きようと、手を差し伸べるべき人々への献身的（慈善）活動は美しく尊いのである。そのような人々の努力と貢献によって社会は支えられている。</p>
<p>一冊のノート <家族の一員></p>	<p>僕と隆（弟）は、65歳を越えてから益々ひどくなる祖母の物忘れに困り果てている。隆は祖母に頼んでいた買い物忘れられ、「私は聞いていませんよ。絶対聞いていません」と言い返された。その夜、祖母が寝た後で困りごとを父に訴えたと、「…お医者さんの話では、残念ながら現在の医学では治すことはできないんだそうだ。…おばあちゃんは、おばあちゃんなりに一生懸命やってくれているんだから、みんなで温かく見守ってあげることが大切だと思うよ。…」と、医者の説明を交えて諭された。一週間余りすぎたある日、僕は引き出しから一冊の手垢のついた少し震えた字体のノートを見つけた。祖母が二年ほど前から始めた日記風の綴りである。「おむつを取り替えていた孫が今では立派な中学生になりました。孫が成長した分だけ私は年をとりました。記憶も段々弱ってしまい、今朝も孫に叱られてしまいました。……しっかりしろ。しっかりしろ。ばあさんや」と、父の説明が祖母の言葉で記されていた。</p> <p>僕は外へ出て、庭の片隅で草刈りをしている祖母の横で草刈りを手伝った。</p> <p>「おばあちゃん、きれいになったね」と労うと、祖母はにっこりうなずいた。</p>	<p>【道德的心情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<父は、僕と隆に、先日、祖母を病院に連れていったときのことを話し、>「……。今までのように、何でもおばあちゃん任せにしないで、自分でできることぐらいは自分でするようにしないといけないね。」 ・<一冊のノートの『しっかりしろ。しっかりしろ。ばあさんや。』と読み進めて、>それから先は、ページを繰るごとに少しずつ字が乱れてきて、判読もできなくなってしまった。最後の空白のページに、ぼつんとにじんだインクの跡を見たとき、僕はもういたたまれなくなって、外に出た。 ・僕は、黙って祖母と並んで草刈りを始めた。「おばあちゃん、きれいになったね。」祖母は、にっこりうなずいた。 <p>【社会的道德価値について】</p> <p>家庭・家族は最も身近で基礎的な場所であり共同体である。そして、自分を深い愛情で親身になって育ててくれたことを理解し、家族の一員として役割を担い、温かい思いやりの行きかう家族を作りあげていくことが大切である。</p>
<p>海と空 -樫野の人々- <日本人の自覚 国際協調></p>	<p>私は、昭和60年3月、イラン・イラク戦争のさなか、テヘラン脱出のためにトルコ政府が日本人救援にと提供してくれた飛行機に乗り合わせたイラン在留日本人（216人）の一人である。トルコ政府が飛行機を提供してくれた背景には、トルコ人が親日的であり、そのきっかけにはエルトゥールル号の遭難者を救助した（明治23年9月）樫野（和歌山県串本町大島）の人々の話があることを知った。暴風雨の中、沖合で遭難したトルコ人を樫野地区の村人総出で救助にあたり、村の食糧をあらざらい工面して彼らの体力を回復させたのだった。また、故郷に帰ることが叶わずに亡くなった乗員の多くを水平線の見える丘に手厚く埋葬してあげた。</p> <p>樫野から海を眺めていると、「海と空」が水平線の一つになっていた。樫野の「海」と、テヘラン空港の「空」が接合して、国際協調を象徴するかのよう。</p>	<p>【道德的心情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樫野の人々は、ただ危険にさらされた人々を、誰彼の区別なく助けたかったに違いない。その心があったからこそ、百年の時代を経ても色あせることなくトルコの人々の中に、親日感情が生き続けているということであろう。 ・私は、樫野の海を見た。「海と空」、それが水平線一つになっていた。 <p style="text-align: center;">*海…樫野（日本） *空…トルコ</p> <p>【社会的道德価値について】</p> <p>人命救助にあたっては、外国人であれども献身的に努力しなければならない（国際貢献）。国民のそのような利他の精神と行動で、日本と諸外国との友好という国際協調の大きな課題が進められていく。</p>

（筆者作成）

これらを見童生徒の側から集団や社会へのかかわり方の観点で再構成すると、以下のようにまとまる。法ときまりを守り、公正公平に生き、社会と集団の一員としての自覚と責任をもち、人（公共）の役に立ち（貢献し）、郷土と国を愛し、以って「日本人としての自覚をもって、私にできることは何だろう、私がやらなければならないことは何だろう¹⁰⁾」と、公共的国家・社会人意識を持つことだ。キーワードで総称すれば、規範/自覚と責任/貢献/日本人となる。

IV 研究考察

1 教育全体の道徳主義（道徳主義教育）

研究1・研究結果からは、第一条が国家・社会的人格形成観を表し、『私たちの道徳』を道徳的価値で区分した上で、第二条との対応関係を検討してみると、それが第二条を直接引き受けるという関係性をもって構成されていた。

それに加えて、第二条それ自体が道徳の様相を有している。つまり、全条項の達成指標には「態度を養う」が位置づけてある。第二条の内、態度育成よりも強く精神性を求める条項部分としては、我が国と郷土を「愛する」となっている。この点を旧法と対比してみると、旧法は真理と正義を「愛し」たのが、新法では真理を「求める態度（第一項）」へと態度化し、その上で愛する対象が我が国と郷土へと移った。こうした変更に伴って、精神的あり方も質的転換がなされている。具体的には、旧法第一条 教育の目的では、＜真理と正義を愛し＞に続けて、＜個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して＞教育を行い、教育の方針では、＜学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない＞とあった。その部分では、自主的精神と自発的精神が自主及び自律の精神と公共の精神へと変更された。このように、第二条の道徳化と緊密な関係を保って『私たちの道徳』が教材化されたのである。例えば、「小川笙船」では、貧民救済という笙船自身の歴史的功績の理解が、利益を決して求めない他者利益/自己犠牲の生き

方を通じて社会の一隅を照らす〔役割の自覚〕という清貧の道徳に置き換わる。そのような生き方（態度）を示唆する「読み物」に、国家・社会的人格像が如実に浮かび出ている。

表1、表2に示した【指導要領が示す道徳性の領域】の＜1主として自分自身に関する事＞～＜4主として集団や社会とのかかわりに関する事＞までの道徳指導について、＜学校における道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり…（学習指導要領総則 第1）＞とした全面主義的道徳教育でありながらも、教科道徳は第二条を直接の根拠とする超学習指導要領的な「特別の教科」となっている。かくして、道徳教育を学校教育の筆頭に置く教育全体の道徳主義が明らかとなった。

2 道徳教育の究極目的 —日本人精神の育成—

『私たちの道徳』小学校5・6年及び中学校にある「読み物」の最後は、両方とも日本人としての自覚と国際協調を求める内容が配置されている。表3の「ペルーは泣いている」、表4では「海と空 —樞野の人々—」である。それは、学習指導要領 総則 第1に「学校における道徳教育は、…を図るとともに、民主的な社会の発展及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする」とあるように、種々の道徳性涵養を以って最終目的の未来を拓く日本人を育成するという道徳教育方針に基づいている。この日本人育成を最終目的とする道徳教育の方針は、1958年告示の学習指導要領から明記されていた。さらに、学習指導要領解説（1999）からは、より良く生きるための基盤となる道徳性の育成が道徳教育の目標とされていた。その意味合いからは、より良く生きる日本人の育成に最終的価値が置かれたのである。表3の「人間をつくる道 —剣道—」で社会的道徳価値について示したように、＜日本の伝統や文化に学び、日本人の精神を受け継ぐことは、大切に美しい生き方である＞と、より鮮明に表れている。そこに帰属している社会観は、現実社会を可変的に捉えず、現在を平和で民主的な社会で

あると規定した上で、その国家・社会を形成する日本人精神に優位な価値を求める社会的認識の構造である¹¹⁾。日本人精神を美化して教化するところに、第二条 第五項の愛国心育成が関連してくる。

さらに、小学校5・6年『私たちの道徳』の道徳的価値は、渡部昇一編著『国民の修身』2編に編集された徳目にも通じていた（表1内、【「国民の修身」における内容と道徳的価値③】）。2編からは、各学年最後の読み物（徳目）に、1・2年生ではくよいこどもを、3年生から6年生まではくよい日本人を配置していることが伺える。『私たちの道徳』の編成方針と、修身科教科書のそれとが構成的に相似しており、しかも日本人精神を昂揚する最終目的が合致している。

これら一連の過程と相関性を総合すると、第一条での国家・社会的な人格形成観の提示と、第二条の道徳化によって教科道徳に連結させて教育全体に道徳主義教育を敷き、修身科教育と相似型の『私たちの道徳』（この後は検定教科書）を介在させて日本人精神を教化して行こうとするところに、教育勅語・修身科教育体制の復活・再編の企図が明確になった。戦前教育史をたどると、明治憲法下の修身科は教育勅語（1890）の超国家主義的な世界観を教化するための中心的役割を果たし、改正教育令（1880）からは、小学校教科の筆頭科目に位置づいていた。

3 道徳の教条化によって、科学的認識の希薄化をもたらす『私たちの道徳』

研究2・研究結果からは、『私たちの道徳』小学校5・6年及び中学校の＜主に集団や社会とのかわりに関すること＞の領域に編集されている「読み物」には、それによって求められる公共的國家・社会人観を総称した規範/自覚と責任/貢献/日本人について、いずれも道徳的感動を誘う美談で構成されている点が共通していた。その文脈上で体験する美談は、道徳的価値を形成すべき為命題成立に寄与しており、一方、徳目指導は美談に依拠して展開されようとしている。

道徳の行動規範を論じるにあたって、一般的には妥当性ある格率を看過し得ない意味において当

為命題の道徳は成り立つ。しかしながら、学校が児童生徒全体に対して一律に行う「道徳科」において当為論で指導すると、忽ち教育上の諸問題が表出する。

第1に、児童生徒側の問題である。企画された美談と感動体験の「読み物」によって、当為論のもとで公共的國家・社会人観の画一化に向かうと、それから逸脱する心情や道徳的思考を容れなくする。表3の「人間をつくる道 一剣道一」が、教室で読み進められると、日本人の精神を受け継ぐことは美しいとの教条化が一斉に行われ、それがよい生き方となる。一方で、その価値を知らなかった以前の僕（「いってきまあす。はあ…。」）や、よい生き方に至らない児童生徒は、「道徳科」を通じて「良い生き方」群から外れていく。生き辛い社会に競争主義教育を敷かれ、排除されまいと必死に生きている彼等に、教科道徳までが道徳的選別を進めるようになる。

第2は、教師側の問題である。「読み物」を通じて一定の社会的道徳価値を方向づけると、教師と児童生徒双方が模範的社会人像を模索することになる。「道徳科」を教育の中核に置いた教育課程の下では、定型化した価値への教化主義を強める。だが、「読み物」に仕掛けた道徳的感動と心情が大仰なのは、他に徳目を教化する有効な方法がないことを証しているのであって、この教化主義の真しやかさを教師の姿に映すと、大仰な教師像が結ばれよう。道徳性の形成には、“いま・ここで”を逃さない実際性・現場性に即した指導が肝要なのだが、児童生徒の前に立つ道徳的「あるべき」教師の姿は、生活指導にリアリティーを失い、生の声を聴く力を弱める関係性要因となる。

第3は、「読み物」自体の問題である。集団と社会にかかわる一連の「読み物」を纏めると、法ときまりを守り、公正公平に生き、社会と集団の一員としての自覚と責任をもち、人（公共）の役に立ち（貢献し）、郷土と国を愛し、それによって日本人としての自覚をもって生きることであった。その定型化が個人固有の葛藤や苦悩、怒りを後景に置き、それが人間（他者）理解も乏しい道徳性に留めてしまう。従って、ストーリーに道徳的感動と心情を多く盛り込んでも自発的な人間性

を育めないし、集団や社会側にある課題・問題を掌握しようとする動機・意欲・認識力は衰退する。表4の「二通の手紙」に即してみると、一方的な停職処分を受けて退職を決意しても、なお晴れ晴れとしている顔の元さんの姿（美談）は、児童生徒にくままりや法は人間の情状酌量に優先される＞社会的道德価値と、自らに不利益を被っても他者に不利益を与えない生き方を求める。そのような生き方に自己責任を忍ばせて、より良い社会環境を求めて社会側の課題（責任）に対する意思表示を自重してしまう態度からは道德性と社会的認識の発達は望めない。

上記の諸問題から、「道德科」における教育方法上の基本的問題が提起される。旧法 第二条（教育の方針）の「……学問の自由を尊重し、実生活に即し、自発的精神を養い、…」が、新法では削除されて、第二条に態度主義・自律的精神・公共精神へと変更された。傍点部（筆者による）は真理と正義に接近する認識の要件である。科学的認識とは、自然と社会、人間の現実態に対して、認識を客観的論理的に体系化していく思考であり、正に実証的認識活動である。

旧法が擁護した自発的精神を発揮して主体的に「読み物」を探求していくならば、「きまりは何のために」で、国会での多数決原理による法成立と学校児童会の規則成立を同列にする問題や、被害を与えた低学年への顧慮もなく校庭遊び休止の事態を受けて、きまりは何のためにあるのかと話し合おうとする態度（姿勢）には疑問を持つだろう。「愛の日記」や「海と空-檜野の人々-」など、一部には史実さえ疑問視される「読み物」構成の問題点が浮かび上がる。そこからは、さらに思考を深めたい課題が現れて、児童生徒の现实生活にも切り開かれた「自発的探求の道德」の授業が十分にできよう。

この論点から科学的認識を推進力にした道德性の教育が展望される。佐貫（2015）によれば、自主的判断力の形成が道德性を高める根幹になるとして、道德性の教育を進める場に生活指導と各教科の学習の場を示した。その教科学習による科学や文化の習得と科学的認識力の形成過程で確かな思考力・判断力・社会的正義探究力が形成されて、

価値基準を決定する道德的判断力の確かな源泉となる¹²⁾。科学的認識の発達と道德教育が結合するところに道德性自体の発達が展望できる。

学校教育全体の基幹的役割が諸教科及び領域における知識や技能、文化の確実な習得と科学的認識力の体系化であるに対して、「道德科」は美談や当為命題によって、その対極となる道德と認識の教条化、定型化、心情化を強める。先に見た教育全体の道德主義のもとでは、「道德科」が他教科の科学的概念体系（認識力）の発達を阻害するという矛盾を呈するのである。この問題性が児童生徒の科学的認識の希薄化を進め、渡辺が指摘したような社会の諸矛盾への認識を弱めてしまい、規範的同調的生き方を指向させる基本的道德問題の認識論的背景となっている。

V 科学的探求としての「人権・平和・民主主義の道德」

戸坂（1966）は、あらゆる足下の現実を掴む実証的認識活動（機能）のあり方を科学的精神と規定し、「科学的精神は、あれこれの精神のひとつなのではない。普遍的精神なのだ」として¹³⁾、科学的精神を基盤とする道德の科学性も論じていた。その論点は、自己一身上の真理追求という人間存在の真实性が道德の本質であり、その真理追求の道德性は自己一身が投じる科学的認識の過程でもあるとしている。道德性にも主要な側面に認識論が占めてこそ、それが自己に知覚されるのであり、道德性の感性的側面にあたる道德的感動や心情は認識上の実践・実証の発露面（第一機能）となって、道德的実践の確かさを感性的に検証している。

道德性と認識論の伸展には、相互関係があると考えられる。この点について荒木（2013）によると、自己一身上の真理を追求する人間存在のあり方は、コールバーグの道德教育論に立脚する「正義の原理」希求に改題できる。そして、道德性の発達プロセスを最終段階（第6段階）・普遍的な道德的価値段階まで表象し、それを論理的に解明する根拠として自他の相互作用に生起する認知構造（機能）の発達過程－分化と統合の弁証法－を置いたところにも認識論の基軸が示されている¹⁴⁾。

認識の発達過程が大局的に保障されてこそ道德性の発達が図れるのだが、徳目主義道德にはカントの定言命法が敷かれる¹⁵⁾。即ち、当為命題化した規範/自覚と責任/貢献/日本人が、自主・自律の精神、及び公共の精神の規準となり、そのような行動規準が現実局面に適用されると、態度優先のモラリストを育成することになる。これを社会一般に強要すれば思想信条の自由への国家的侵害であるが、学校教育下においては定型モラリストの集団を「育成」する。それを見通した「道德科」教育ならば、道德教育を以って国民意識を統制する権力的ヒドゥン・カリキュラムとなる。

明治憲法・教育勅語の身体化が修身科道德であった。その教育勅語精神（修身科道德）が強化されて民衆は戦地に駆りだされた。国内外に招いた多くの惨禍と悲劇の歴史を反省してこそ日本国憲法が制定され、併せて、監視しなければ抑圧的になる権力の横暴を阻むものとして主権が国民の側に存在している。その歴史と真実こそが、真理と正義を愛する科学的精神を発揮して、日本国憲法が堅持する基本的人権尊重、平和主義、民主主義を体現する「人権・平和・民主主義の道德」確立を保障する正当な根拠である。そして、諸科学の発達と文化の蓄積を基礎とする科学的理解の体系を認識論に持つとき、学校道德は民主的社会をめざす人格形成の課題と統一して展望を拓く。

引用文献、及び注記

1) 渡部昇一監修「国民の修身 高学年用」産経新聞出版 2013

- 年, p.7
- 2) 渡部昇一監修「国民の修身」産経新聞出版 2012, p.19
 - 3) 貝塚茂樹「道德の教科化 - 「戦後 70 年」の対立を超えて -」文化書房博文社 2015 年, pp.29 ~ 44
 - 4) 浪本勝年 岩本俊郎他編「史料 道德教育を考える」北樹出版 2006, p.72, 73
 - 5) 前掲書の (1), (2) で対比検討した。天野の国民実践要綱 32 項目の内、30 項目が左記 2 編中の徳目に符合した。符合しない 2 項目は<自由>、<世論>。また、天野の道德的意図が明瞭な第 4 章 国家を取って除外したのは、国家機構の相違が存在する (例えば、軍隊、徴兵・兵役の有無等) ためである。
 - 6) 渡辺雅之『道德の教科化に立ち向かう教育実践 - 教室と世界をつなぐ道德教育を』「人間と教育 No86」旬報社 2015 年, p.46
 - 7) 吉田一郎 井ノ口淳三 広瀬信編著「子どもと学ぶ道德教育」ミネルヴァ書房 1992 年, p.160
 - 8) 文部科学省「小学校学習指導要領解説 道德編」2008 (平成 20) 年 8 月, p.17
 - 9) 「」, p.18
 - 10) 文部科学省「私たちの道德 小学校 5・6 年」廣済堂 平成 26 年, p.176
 - 11) 日本人育成や日本人精神の概念自体は問題を有しない。だが、日本の国防問題が遡上する時勢に日本人精神が教化されるという関連性は戦前から今日までの歴史に連綿としている。
 - 12) 佐貫浩「道德性の教育をどう進めるか」新日本出版社 2015 年, pp.57 ~ 62
 - 13) 戸坂潤「戸坂潤全集 第一巻」勁草書房 1966 年, p.308
 - 14) 荒木寿友「学校における対話とコミュニティの形成 コールバーグのジャスト・コミュニティの実践」三省堂 2013 年, pp.44 ~ 66
 - 15) カント著 波多野精一 宮本和吉 篠田英雄訳「実践理性批判」岩波文庫 1979 年, p.72

